通知書様式（第二十二条の五関係）

第　号
何年何月何日

（申請団体）　御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

何市（町）（村）長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の38第１項の規定により、　年　月　日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第２項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第５項の規定に基づき通知します。

１　公告に関する事項
(1)　申請を行った認可地縁団体の名称
(2)　申請不動産に関する事項
・建物

名　称	延　床　面　積	所　在　地

・土地

地　目	面　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　所
(3)　公告期間

２　異議の内容等
(1)　異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2)　異議を述べた年月日
(3)　異議を述べた理由等

（国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一号中「指定都市の区」の下に「又は総合区」を加える。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第三条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「その区」の下に「又は総合区」を加え、同条第二項中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を加える。

第四十七条の二第二号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

様式第一の2の注2、様式第八の2の注2、様式第三十八の八の2の注2及び様式第三十八の九の2の注2中「及び」を「にあつては区、」に、「の区にあつては、当該区」を「にあつては区又は当該区」に改める。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第四条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「その区」の下に「又は総合区」を加え、同条第四項中「指定都市の区」の下に「若しくは総合区」を、「その区」の下に「又は総合区」を加える。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第五条　次に掲げる省令の規定中「特別区及び」を「特別区にあつては区長」に、「区長」を「区長又は総合区長」に改める。

一　住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）第二条第一項

二　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第四条第二項

（納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令の一部改正）

第六条　納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成十三年総務省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第二号」を「第二条第二号」に改める。

第二条中「第二条第一項の」を「第二条の」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第二号」に改める。

第三条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「区」の下に「若しくは総合区」を加え、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、「又は区」の下に「若しくは総合区」を、「区」の下に「又は総合区」を加える。

（納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令の一部改正）

第七条　納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令（平成十八年総務省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「区」の下に「若しくは総合区」を加え、同条第二項中「又は区」の下に「若しくは総合区」を、「区」の下に「又は総合区」を加える。